

第 4 回有識者会議及びそれ以降の動きを踏まえた条例素案の方向性

- 第 4 回会議（10 月 4 日開催）でのご意見「市民福祉の推進や高齢者の見守りなど、神戸市におけるこれまでの取り組みなどのレガシーを条例に反映すべき」を踏まえ、特徴的な項目を反映。

※市民福祉条例の制定、震災を教訓とした地域見守り活動の推進、市民参画の推進、WHO 神戸センターの誘致、神戸医療産業都市の取り組み、G 7「神戸宣言」などについて、条例の前文に記載。

※このほか、第 4 回会議でご意見のあった、認知症の人の定義、認知症の人や家族の主体的な関わりなどを規定文に反映。

- 事故救済制度に関する部会（10 月 30 日開催）において、当制度の対象者を「認知症と診断された人」と定義することとしたことから、認知症の更なる早期受診につながる体制の確立などの推進が必要。

- こうした早期受診や早期予防にかかる取り組みを、神戸市で先駆的に実施していくにあたっては、「認知症を重要保健課題にする」「認知症のリスク軽減・予防の推進」「認知症の適切な時期の診断・治療・介護とサポート」「認知症にかかる情報システムの整備、充実」などを謳っている、WHO（世界保健機関）の認知症に関する「グローバル・アクション・プラン」（平成 29 年 5 月に WHO 総会で採択）の考え方に通じるものがある。このため、この「グローバル・アクション・プラン」を推進していく旨を市の責務として記載。

※ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）：全ての人々が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを支払い可能な費用で受けられる状態のこと。平成 24 年 12 月国連総会で、国際社会共通で取り組むことが採択された。